

令和6年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	宗教法人日本基督教団 五所川原教会
代表者氏名	代表役員 多勢 眞
法人の所在地	五所川原市大字姥范字船橋52番地214
法人の電話番号	0173-34-2654

2. 利用施設

施設の種別	保育所型 認定こども園							
施設の名称	五所川原こども園							
所在地	五所川原市大字姥范字船橋52番地214							
電話番号	0173-34-2654							
管理者名	園長 多勢 眞							
利用定員（年齢別）	0歳児	3号	8名	3歳児	1号	15名	2号	25名
	1歳児	3号	11名	4歳児	1号		2号	
	2歳児	3号	11名	5歳児	1号		2号	
※利用定員を超える場合は基本的に申込順ですが、ご家庭の事情を鑑みて判断する場合があります。								
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施します。							
第三者評価の概要	評価機関による事業評価を定期的を受け、その結果を公表します。							
職員への研修の実施状況	内部研修年数回、外部研修年数回実施							
認可年月日	平成27年 4月 1日							
事業所番号								

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	本園は宗教法人「日本基督教団五所川原教会」規則第5章34条の規程により、キリスト教精神に基づき、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の示すところにより教育・保育の必要の認定を受けた乳幼児を入園せしめ、その家庭と密接な連絡を保ち、健康管理及び情操教育をなし、心身共に健全な幼児をつくることをもって目的とする。
理念	【基本方針】 保育制度の変革の中にあっても、地域に開かれた認定こども園として、保護者との信頼関係を築きつつ、常に職員の資質向上に励む。 【保育理念】 <ul style="list-style-type: none">・ひとりひとりの子どもが神さまに守られていることを感謝し、共に喜びをもってすごす。・すべての生命を尊び、共に生きる力を培う。・ひとりひとりの子どもの個性を尊重し、その中で個性が活かされ、共に創造性を培う。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1 8 3 0, 9 1 m ²		
	園庭	6 7 8, 8 3 m ²		
建物	構造	鉄骨造平屋建		
	延べ面積	6 6 3, 3 9 m ²		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	3室
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室		
設備の種類	冷暖房、床暖房、プール(簡易設置型)、園庭遊具			
その他	屋外遊戯場	6 7 8, 8 3 m ²		

5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	正職	準職
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
主任保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	2人	人
保育教諭	7人	7人
栄養士	1人	人
調理師	1人	人
看護職	人	1人
事務員	人	1人

*当園では、認定こども園の職員配置基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	1号認定こども 月曜日から金曜日 2,3号認定こども 月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日 ○1号認定こども 土曜、日曜、祝祭日、夏季7月22日～8月14日 冬季12月23日～1月4日、春季3月28日～31日

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

教育時間(1号認定こども)	保育時間	午前9時から午後1時30分
	延長保育時間	午前7時から午前9時、午後1時30分から午後7時
保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時から午後4時
	延長保育時間	午前7時から午前8時、午後4時から午後7時

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

7. 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

② 本園の創立精神である「キリスト教精神の保育」を実践します。ひとりひとり、かけがえのない命として与えられた子どもを大切に教育・保育を行います。

③ その他

- ・子育て相談 月曜～金曜（土日祝日、年末年始除く） 9時～14時（無料）
地域の子ども及び保護者の相互交流を進め、相談に対し、助言・必要な援助を提供し、子育てに関する不安の解消を図る。
- ・一時預かり保育 月曜～金曜（土日祝日、年末年始除く） 9時～16時（有料）
保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもに対し、園にて保育を行う。
- ・放課後児童クラブ ・月曜～金曜 放課後から18時 ・土曜・学校休業日及び長期休暇 8時～18時（有料）
《休業日》 第2・4土曜・日曜祝祭日、8月12、15日・12月29日から1月4日その他園の行事日
小学校に就学している児童で、保護者の就労等により日中留守となる家庭の児童に対し、小学校終了後、長期休暇等に園の施設を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供することを目的として実施する。

8. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理にて3歳未満児（離乳食・完全給食）、3歳以上児（副食給食）を提供します。

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医療機関が証明した「アレルギー疾患生活管理

指導票」等の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。

④ その他衛生管理等

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1月に1回）による調理、調乳従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

9. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料) 居住市町村が定める保育料をお支払いいただきます。保育料の納入は現金で指定する期日（毎月25日）までにお納めください。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

③ 3歳児から5歳児までの利用者負担額が無償化。4月当初で3歳の子ども及び満3歳の1号認定の子どもに関して無償化となります。

④ 0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯を対象として利用者負担額が無償化。

※保護者会・PTAからの会費の徴収があります。

10. 利用の開始について

当園では、五所川原市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に利用契約を締結し、保育の提供を開始します。

11. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③ 市外に転出するとき

④ 長期欠席するとき

⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

⑥ 保護者が利用料等の基本負担額の支払いを遅延した場合で、再三にわたり徴収に努めても支払いに応じない場合。（2ヶ月滞納で催告、理由なく3ヶ月滞納の場合は退園）

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	医療法人 済生堂 増田病院
医院長名又は医師名	院長 和田 勝雄
所在地	五所川原市字新町41番地
電話番号	0173-35-2726

② 歯科

医療機関の名称	高満歯科医院
医院長名又は医師名	院長 高満 幸宜
所在地	五所川原市川端町3-6
電話番号	0173-34-2468

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書並びに総合防災計画により対応します。		
避難訓練	火災・地震・水害等を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	消火器		
避難場所	園庭、駐車場等 (災害指定避難場所) 栄小学校		

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 「子どもの安全を保障するために」事故防止マニュアルの作成、運用

16. 賠償責任保険（災害共済制度）の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	学校安全・災害共済給付事業

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	齊藤富美子・中野友湖（主任）	
受付責任者	多勢 眞（園長）	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	電話 0173-34-2654 FAX 0173-34-3044	
第三者委員	阿部 悦子 電話 0173-34-6606 前主任児童委員	佐々木 紀定 電話 0173-34-4154 元 高校教員
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

18. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針と規定を定めております。（別記参照）
なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

19. 当園におけるその他の留意事項

当園には保護者会活動を行っています。

五所川原こども園における個人情報に関する方針と規定

五所川原こども園(以下当園とする)は情報社会における個人情報保護の重要性を認識し、本園にかかわる全ての人たちの幸せな未来のために、以下の方針に基づき個人情報保護に努めます。

【個人情報保護方針】

① 法令等の遵守

当園は個人情報の保護に関する法令、行政機関その他が特に定めた規範、ガイドライン等を遵守します。

② 個人情報保護規定の遵守

当園は「個人情報保護規定」およびその他の規則に従い、適切な個人情報保護のための管理体制を確立し、個人情報を適切に収集・利用・提供するとともに、本人への個人情報の開示や変更・訂正・削除または苦情処理等、本人への適切な対応を行います。

③ 個人情報の正確性・安全性の確保

当園は個人情報をより正確なものに保つため、日々最新の情報に更新するよう努めます。また適切な安全管理のもとに、お預かりする個人情報を紛失・破壊・改ざん・漏えい等から守るよう努めます。

- 1 個人情報の定義 名前、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、写真、ビデオ等、個人を特定することが可能な情報またはそれを含むもの。
- 2 本人(情報主体)の定義 個人情報によって特定される個人のこと。また、個人が未成年者の場合、その保護者・後見人を含む。

【個人情報保護規定】

①本園における個人情報の種類と本人(情報主体)の定義

個人情報 個人情報によって特定される個人のこと。個人が未成年の場合、その保護者・後見人を含む。

本人(情報主体) 名前、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、写真、ビデオ等、個人を特定することが可能な情報またはそれを含むもの。

②適切な情報入手

本人から個人情報を入手する際は、以下の利用目的を明確に説明し、本人の同意のもと適法かつ公正な手段で入手します。不正な情報取得は一切行いません。

③利用目的の明確化

利用目的 お預かりした個人情報は、当園が園としての役割を円滑に行うために利用します。また、利用目的の範囲を超えての利用は行いません。

当園における個人情報の具体的な利用目的は主に以下の通りです。

①園内に関わる利用目的

- ・利用申請書をはじめとする入園、退園に関する手続きのため
- ・指導案・成長記録など教育・保育に必要な情報を記録するため
- ・お便り帳、園だより、成長に関する記録、卒園アルバムなどに園児に関する情報を保護者と共有するため
- ・お知らせ、保護者メールなど必要な連絡事項を保護者へ伝えるため
- ・家庭調査票、保護者メールなど緊急の場合に保護者と連絡をとるため
- ・与薬シートなど園児の安全・衛生を守るため
- ・職員会議、園内研修、園内マニュアルなど園の質の改善・維持のため

②園外に関わる利用目的

- ・関係機関（市・児童相談機関・医療・衛生機関・保険機関・提携業者）との必要な情報交換のため
- ・パンフレット、ホームページなど園についての情報を社会に公表するため
- ・展覧会等の展示物、メディアの取材など園児の社会での発表のため
- ・教育・保育実習など教諭・保育士、看護師などの養成のため
- ・園内研修、共同保育研究など園の質の改善、維持のため

③その他

- ・統計調査など国及び行政の業務に協力するため

④ 業務の委託

業務の一部を企業へ委託する場合は、守秘義務契約等によって業務委託先に個人情報保護を義務づけるとともに、その扱いを管理・監督します。

⑤ 情報の管理

個人情報保護の重要性を全職員が認識した上、お預かりした個人情報は個人情報管理責任者の監督のもと、個人情報の正確性・安全性の保持のため、紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止する適切な管理体制を維持・改善し続けるよう努めます。

- 1 個人情報管理責任者・・・全体管理の責任者 五所川原こども園 園長 多勢 真
- 2 守秘義務の徹底・・・当園すべての職員は、法令に基づき守秘義務を徹底します。また、実習生、ボランティアなどの教育・保育に携わるすべての人が同様に守秘を徹底するよう努めます。

3 携わるすべての人が同様に守秘を徹底するよう努めます。

⑥ 第三者への情報提供

お預かりした個人情報は以下の場合を除き第三者への提供はしません。

- ①本人の同意がある場合
- ②法令に基づく場合
- ③人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

⑦ 情報の開示、変更、訂正、利用停止、削除等に関する手続き

本人が自己の個人情報を開示、変更、訂正、利用停止、削除できる権利、苦情を訴える権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合は速やかに対応します。これらの申し出がある場合は下記の個人情報問い合わせ窓口までご連絡下さい。

⑧ 個人情報問い合わせ窓口

上記、その他の個人情報に関する問い合わせの窓口を設置します。

（個人情報問い合わせ窓口 担当：五所川原こども園 園長 多勢 真）

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
①絵本代	4歳以上児の月刊絵本購入のため	月額	400 円程度
②副食費	3歳児(満3歳児)～5歳児の食材費	月額	4,700 円

① 1、2号認定を受けたこどもに係る個人用月刊絵本購入費（4歳児クラス以上）

② 1、2号認定を受けたこどもに係る給食の食材費

※主食については、ごはんを持参していただきます。

*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、集金袋に領収印を押印いたします。

2. 延長保育に係る利用者負担

・1回200円 月額2000円（午後6時以降の保育を利用した場合）

・保育短時間児が午前7時から午前8時、午後4時から午後6時の延長保育を利用した場合は、御自分の階層区分保育料の標準時間と短時間の差額を徴収します。尚、保育短時間児の保育料無償児と3歳児以上の保育短時間児については一律500円を徴収いたします。

※定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前7時00分から午後6時00分、保育短時間認定の場合は午前8時00分から午後4時00分）を超えて利用した場合は、延長保育となります。

・1号認定のお子さんの場合

1回100円 月額1000円（午前7時から午前9時）

1回300円 月額3000円（午後1時30分から午後7時）

1回700円 月額7000円（土曜、長期休業日等の預かり保育）

※1号認定のお子さんの延長保育料(預かり保育料)は、保護者の就労状況により月額11,300円までが無償化の対象となりますので、基本的に無償になります。

尚、満3歳児の1号認定子ども並びに、保護者の就労が確認できない方は無償化の対象となりますので、上記費用を徴収いたします。

3. 保育の提供に要する特定負担額

利用者負担に含まれない教育・保育にたいして、当園では特定負担額を徴収します。

内容、負担を求める理由及び目的	金額	
	年額	円
	月額	円
	年額	円

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 認定こども園 五所川原こども園
説明者 園長 多勢 眞

※ ホームページ等に写真等を掲載することに同意します。

集合写真のみ スナップ写真も可 (いずれかに○印をつけてください)

私は、本書面に基づいて認定こども園五所川原こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

印

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

児童名